

[事案 2021-88] 新契約無効請求

・令和4年2月5日 和解成立

<事案の概要>

募集人の説明不足を理由に、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成28年12月に契約した養老保険(契約①)および平成30年3月に契約した終身保険(契約②)について(被保険者はいずれも申立人子)、以下の理由により、契約を無効として既払込保険料を返還してほしい。

- (1)契約①について、保険期間を10年満期(満期時、被保険者は27歳)で依頼したが、契約時に「30歳までになりましたから」と言われただけで、保険期間の延長についての説明がなかったため、13年満期でないと加入できないと誤解して申込みをした。
- (2)契約②について、契約①と同様の満期保険金が受け取れる保険を依頼したが、死亡しなければ保険金が受け取れない終身保険であることの説明がなかったため、養老保険だと誤解して申込みをした。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)契約①について、申立人が保険期間を13年にすることを選択しており、申立人は13年満期であることを承知のうえで申込みをしている。
- (2)契約②について、終身保険であることは申込書や設計書の記載から明らかで、募集人も終身保険であることを説明している。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、各契約時の状況等を把握するため、申立人および募集人2名に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人の説明不足は認められないものの、以下の理由により、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

- (1)契約②の勧誘時、募集人は養老保険と終身保険を提案したが、申立人が養老保険を希望していることは募集人も承知していたことから、申立人の意向を踏まえ、もう少し丁寧に養老保険と終身保険を比較して説明していれば、本件紛争は回避できたように思われる。